

平成 3 1 年

行財政改革特別委員会会議録

と き 平成 3 1 年 2 月 2 7 日

品 川 区 議 会

平成31年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 平成31年 2月27日（水） 午前10時00分～午前11時28分

場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1委員会室

出席委員	委員長	中塚 亮 君	副委員長	大沢 真一 君
	委員	渡部 茂 君	委員	横山 由香理 君
	委員	高橋 伸明 君	委員	若林 ひろき 君
	委員	この 孝子 君	委員	新妻 さえ子 君
	委員	安藤 たい作 君	委員	石田 ちひろ 君
	委員	木村 けんご 君	委員	松永 よしひろ 君
	委員	須貝 行宏 君		

出席説明員	中山 企画部長	柏原参事(企画調整課長事務取扱)
	品川 財政課長	榎本 総務部長
	米田参事(総務課長事務取扱)	立木 経理課長
	鈴木 都市計画課長	森 住宅課長
	高梨木 密整備推進課長	溝口 公園課長

○午前10時00分開会

○中塚委員長

ただいまから、行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、特定事件調査、その他を予定しております。

なお、請願・陳情審査に関連して、都市計画課長、木密整備推進課長、住宅課長、公園課長にご出席をいただいております。

本日もよろしくお願いたします。

なお、本日は2名の方の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 請願・陳情調査

(1) 平成31年請願第8号 都営住宅跡は特養ホームなど区民の願い実現の活用を求める請願

○中塚委員長

初めに、予定表1、請願・陳情調査を行います。

まず、(1)平成31年請願第8号 都営住宅跡は特養ホームなど区民の願い実現の活用を求める請願について議題に供します。

本件は、初めての審査でございますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○中塚委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏原企画調整課長

それでは、私のほうから、請願第8号にかかわる内容につきまして、現状等につきましてご説明いたします。

資料のほうご覧ください。

こちらのほう、対象の財産ということで地図等も含めて記載してございます。この資料の表題でございますけれども、「所有地活用による地域の福祉インフラ整備に関する意向調査について」ということで作成させていただきました。こちらは都営住宅跡でございますので、この表題にもありますとおり、所有地でございます。この跡地につきましては、都のほうからこの所有地を地域インフラとして整備するという事業がございまして、その意向調査が区のほうに今、きているという状況でございます。

まず対象財産ですが、この地番、それから住居表示でいいますと品川区東大井三丁目4番に当たるところでございます。土地は約3,300㎡、用途地域は、第一種中高層住居専用地域でございます。建蔽率、容積率は記載のとおりでございます。土地の現状でございますが、都営住宅の跡地ということですがまだ、建物はある状況で、除却に入り始めるというところでは聞いていないところでございます。地図がございまして、場所としましてはこういったところ、大井町駅から南東の方向に約500mぐらいのところ。立会小学校であったり、大井林町高齢者住宅の近くにございます。すぐ隣が東大井公園ということで、公園とも隣接していたアパートということでございます。

項番の2番に書いてありますとおり、現在東京都福祉保健局から、区に対して活用意向の調査が来て

ございます。こちらが都の土地活用手法の一つとして、都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業による活用意向の有無や、希望する施設種別等についての照会が来ている状況でございます。この福祉インフラ整備事業については、米印以下に書かせていただいておりますけれども、都有地活用に関しまして、地域の福祉インフラ整備事業ということで、都有地を民間事業者に低廉な価格で貸し付けをして、福祉施設の整備を進めていく事業でございます。対象となる施設といたしましては、例えば福祉の施設であったり、保育園であったり、こういったところが対象の施設になってくるということでございます。これは民間に貸し付けるに当たって、都がどういった施設がいただろうかということで、区のほうに照会が来ているというところでございます。

照会が来た内容については、今お話ししたとおりなのですが、ただし書きと申しますか、特記事項と申しますか、注意のようなものがありまして、現在この土地の状況を東京都が、これから解体して調査をするというところがありますので、その調査の状況によっては活用できない場合があるといったようなこと、それからもう1点は、この土地に関して、東京都のほうも将来的な活用方針はまだ決定していないという状況があることから、スケジュール等によっては当該土地を活用することができないという可能性はあるということは、ただし書きと申しますか、そういうお話を聞いているところでございます。

こういった中で、区としてはこの活用についてどうするかを検討するものではございますけれども、都の福祉インフラ整備に関する意向調査が今来ている状況で、検討をするといった状況にあるということでございます。

○中塚委員長

説明が終わりました。

本請願につきまして、ご質疑、ご意見等ございましたら、ご発言願います。

○渡部委員

ご説明ありがとうございました。今説明をいただきましたが、使えないかもしれないという条件がついている中、検討を進められていて、基本的には何らかの形で区は手を挙げて、活用の申し入れはしていくのだろうと思うのだけれども、都の判断によって最終的に活用ができるかできないかということは、今後どうなっていくかわからないという現状であるという認識でよろしいでしょうか。

○柏原企画調整課長

今ご指摘いただいたとおりでございます。都のほうかどのような形で活用するかということ、一応活用の1つとして、東京都福祉保健局が照会をかけているというところでございます。区といたしましても、いろいろ行政ニーズ等々を勘案しながら、何らかの形で反応と申しますか、返答はしていきたいと思っておりますけれども、そのような状況を見ながら、この照会に対して回答していきたいと思っておりますが、おっしゃっていただいたとおり、ちょっと条件と申しますか、注意書きのようなところがありますので、そこはよくよく東京都からも情報をとりながらになるということでございます。

○渡部委員

ありがとうございました。地域の方からさまざまな声というものが届いている中で、この話というものがあつたことも事実でございます。その中で、ただ用途などもこれからだと思えますし、どのような活用ができるかということは別として、場合によっては活用できないということもあるという状況であるとわかりました。今回、跡地の活用を求める請願が提出されましたが、どうしようもできないところはどうしようもできないですが、地域からの声もありますので、区のほうとしても、すでにある程度動いていくということは見えましたので、それで承知いたしました。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○石田（ち）委員

活用意向の調査が来ているということですが、区のほうとしては、この土地を取得していきたいという思いが明確にあるのかを伺いたいのですが、まず都用地活用による地域の福祉インフラ整備という方向で使いたいと都から来ているのでしょうか。多分活用意向の調査なので、まず区にどうしますかと確認して、その後の協議の中で、都としてはこのような考えもあるのだけれどもというようになっていくのではないかと思うので、まず区の考えをお聞かせください。

○柏原企画調整課長

まずここは都用地で都が持っているということになります。都のほうで、まず自分たちがどのように使うのか、活用方法というものを内部で検討するということがまず第1順位といたしますか、最初になってくることです。そういった中で都用地の地域福祉インフラ整備ということで、東京都福祉保健局、持ち主である都から、こういった使い方を今活用の方法の1つとして考えているので、区としてそれに対してどうでしょうかという照会が今来ている状況ということです。

先ほどご説明しましたけれども、この土地の使い方については民間の事業者に貸し付けるという基本的なスキームがありますので、まずそういった活用はどうだという問い合わせです。それに加えて、区としてはどのような施設がいいでしょうかというような問い合わせが、今来ているという状況です。

区の考え方といたしましては、隣に区の公園があったり、駅にも近く大きな平米数を持っていますので、興味といたしますか、なかなか関心が高い土地ではあります。ただ、先ほど申し上げたように、東京都がそういった照会というものが来ますので、まず区がどう使いますかというよりは、都がこのような活用でどうだろうかという内容ですので、関心が高い土地ではありますけれども、今の段階では、都の照会に対してどのような回答をするかを検討しているというところでございます。

○石田（ち）委員

都のほうから、これに対してどうだろうかということが来ているということで、区のほうとしては今検討しているということですが、この回答として区が取得します、買い取りますということを積極的に言えるのか、言えるか言えないかといえば、言えるということではよろしいでしょうか。

○柏原企画調整課長

照会そのものは、都が民間に貸すときにどのような施設がよろしいですかという内容ですので、それに対してはこのような施設がいいであるとか、必要ないとか、そのような回答をするということがまず第一義だと思います。そこに、例えば取得の意向であったりというものをつけるとする、基本的には照会の文書に書く欄がありませんので、もしそのようなことを言うのであれば、別に書面をつけたりなど、そのような形でできるかと思っておりますけれども、今来ている照会は、施設の用途といたしますか、形はどのような形というか、種類はどのようなものかということ聞いてきているので、一義的にはそれに対する回答であるということでございます。

○石田（ち）委員

そうすると、都から来ている活用意向の調査は、どのような施設がいいかということで照会が来ているが、どのような形で返すかは別として、区としては買い取りたいという意向を示すことはできる。しかし、都からの照会は、こうしたインフラ整備事業においてどのような施設がいいかということであると。それを区が、ではこのような施設がいいですというように答えてしまうと、民間事業者に低廉な価

格で貸し付ける仕組みに則って、区と都がいいと思った施設で進んでしまうということなののでしょうか。

○柏原企画調整課長

こちらのほう、一義的にはそのような照会が来ていますので、その方向性での検討というものが東京都福祉保健局の部分では進んでいくのだらうと思います。ただ、先ほど来申し上げているのですが、その注意書きといいますか、注意として東京都が将来的な活用方針をまだ未定で、最終的に状況によっては活用できない場合もあると伺っています。何といたしまして、保険といいますか、そのようなことも言われておまして、最終的にそれがどのように東京都の方で検討が進んでいくのかは、ちょっとわかりかねるところがあります。ただ、今回の照会に回答することによって、一義的にはそのような形で検討が、東京都の中で進むというところは想定できると思います。

○石田（ち）委員

私はこの地域の皆さんの声を聞いて、しかもこの解体工事の説明会が2月15日に行われたのですが、事業者と都も来て解体説明会が行われて、そこに私も参加したのですが、住民の皆さんから改めてそこが何になるのかという声がすごく多く私も、ああ、やはり皆さん興味あるのだなど。この請願にある声のとおりだと思ったのです。民間に低廉に貸し付けできる、そして福祉施設の整備を進めていく方向で都が区に活用意向の調査をかけているところですが、やはりこれだけ大きな土地では、なかなか出てこないという区も考えていると思うのです。ですから、こういった3,000㎡を超える土地ですので、そうした土地を、この請願にもありますけれども、特養ホームなど区民の願い実現の活用を求めるといことは大いにわかると思いますし、区のほうとしても、なかなか出てこない土地、大きい土地が出てこない都心部ということを考えれば、ぜひ積極的に買い取っていただいて、区民の願い実現の要望、要は地域の声を聞いて区民参加で整備を行い、この土地の活用をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長

先ほども申し上げましたし、委員も今おっしゃっていただきましたが、これだけの土地の広さがあって公園に隣接しているという諸条件がありますので、我々もかなり強い関心を持っているところがございます。仮にその取得というお話が今ありましたけれども、そうした場合に、ではどのような形で使うかなどは議会もそうですし、地域の方々も含めていろいろなお話を聞きながらということになりますので、現段階で何にどう使ってということは、区の中でも決めていないということもありますので、そういった中でとりあえず土地を買わせてくださいということは、なかなか検討なしに言いづらい部分はあると思います。ですから、そうはいつでも関心は高い土地でありますので、どういった形がよいいのかということは引き続きこういった場面で議論をいただきながら、検討ができればと思っています。ただ、今の段階では都有地で、こういった形で都から照会が来ているということで、それに対してどう回答といいますか、反応すべきかというところを検討しているということでございます。

○石田（ち）委員

区もそうですし、区民の皆さんもやはりこの都営住宅跡地がどうなるのか、そしてこれだけの大きな土地であるほか周りが公園、学校というところで、いい環境の土地ですので、興味、関心があるということと同じだと思うのですけれども、ぜひ区として積極的に取得し活用する方向で、そのような姿勢で臨んでほしいと思うのです。活用できない場合もあるというお話もあったのですが、活用できない場合もあるというのは、区として、区の方針で活用できない場合があるということですか。それとも、あの土地自体を活用できないということなののでしょうか。そこを具体的にお願いします。

○柏原企画調整課長

区としてというよりは、土地そのものがそのスキーム、地域の福祉インフラ整備による活用も含めて、都は活用できない可能性もあるということを言っているということです。それがどのような状況でどうだということについて、詳しくは我々もわかりませんが、そのような可能性もあるということは注意書きにも載っておりますし、話も聞いているところでございます。

○石田（ち）委員

すみません、もう1度。活用できない場合というのは何も使えないのか、都としては活用できるということになるのか。

○柏原企画調整課長

都の所有物でございますので、都として何か、活用なのかどうなのかということはあるかもしれませんが、都として何らかの形で使っていくということにはなるのだと思いますが、このような形での建物を建てたりだとか、そういったものができない可能性があるということを言っているということだと思います。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○新妻委員

ご説明ありがとうございました。請願審査でございますので、請願内容について確認をさせていただきます。

まず何点かありますけれども、この請願の中に「2015年3月、東京都からの区への移管を区が拒否したことで廃止方針が決定」とあります。この移管に関する照会が、品川区にあったと思いますが、この状況をひとつ教えていただきたいと思います。どのような状況で現在に至るのかということをお教えください。

それともう一つ、「区が買い取ることもできると聞いています」というように書かれておりますが、この土地は所有地であるけれども、区が買い取ることができる。これまで品川区の中で東京都の土地を区が買い取った事例があるのかどうか、また、その際はどのような手法で区は買い取ることができたのかということをお教えいただきたいと思います。

○森住宅課長

元芝アパートの移管についての経緯でございますけれども、平成12年の都区制度改革実施大綱に基づきまして、おおむね100戸未満の都営住宅につきましては、23区それぞれの区が移管を受けて管理をしていくというような基本的な方向性が出されております。それに伴いまして区としても協議を進め、整ったものから移管を受けているというところでございますけれども、2015年3月、この時点でも元芝アパートについてどうかというお話もございました。ただ、昭和30年代につくられた団地で、耐震性が不足する一方、耐震改修を予定していないということで、都のほうでも早急に対応を検討する必要があるというお話でした。ほかの移管対象住宅につきましては、今後5年、10年、10年以降で利用する予定がありますかという調査が毎年来ておまして、その時点では、区として元芝アパートを移管していくというような具体的な計画はなかったものですから、今の時点では移管を受けることはできないというような回答をさせていただいているところでございます。

○柏原企画調整課長

所有地の買い取りというところでございます。1つ例を挙げますと、ちょうどこの地図にあるものなのですが、大井町町高齢者住宅ですね。ここも以前は都営住宅があったところなんです。その廃止というこ

とがあつて、その当時は福祉インフラ整備による活用であるとか、こういったスキームがありませんでした。ない状態で、東京都とのやりとりであったり、いろいろ話をしたりする中で、この土地を最終的には区のほう取得し、この住宅を整備したという経緯でございます。ですので、その時々によって東京都の打ち出し方や相対する部局が違ったりするのですけれども、そういった事例があつて、そのときは個別の対応ということで、それ以外のスキームがなかったということもありまして、東京都とのやりとりの中で区が取得をしたという経緯がございます。ほかにも大きい小さいは若干ありますけれども、個別のいろいろな話の中であつたり、それからいろいろな要望やお話を聞きながら、取得に向かつていったという事例は幾つかあるというところでございます。

○新妻委員

ありがとうございました。ケース・バイ・ケースというか、土地の状況によってその買い取りの手法があるということがわかりました。それで、ここの地域、私も昨年ここの都営住宅が廃止になるということで、地元地域の方からは、建物がなくなるということだから、その次は何かできるのだよねという期待のお声等々も伺っているところではあります。この土地は特に公園に隣接をしていて、非常に空間的には大きくなる空間です。公園は品川区の管轄でありますので、そこは触らないにしても、例えばこの土地が取得されたとなれば、品川区として大きな空間として活用ができるというふうにも考えるのですが、この公園のほうなのですけれども、今、東大井公園は、今後東大井保育園、東大井児童センターの仮の移設場所として活用されるということをお伺いしております。今、その公園の活用において地元地域からはどのようなお声があるのかということをお聞きさせていただきたいのと、公園の中に仮設が建てられるときに、今の都営側に建つか位置についてもお聞きいただければと思います。

○溝口公園課長

今回東大井公園の中に委員ご指摘の東大井保育園等の仮設園舎ができるということで、徐々に地元の町会長等にお話をしているところでございます。そういった中でいきますと、やはり一定保育園が古くなつたので建て替えるというところにはご理解をいただいて、公園の中に仮設園舎ができるのはやむなしというようなご意見をいただいているところでございます。来年度以降、仮設園舎の設計等に入っていくところではございますが、できる限り公園利用者にご迷惑をおかけしないような形で、今元芝アパートのほうに仮設園舎を寄せる計画を進めているところでございます。

○新妻委員

ありがとうございました。そのように公園に整備がされるということで、地域の方には少しご迷惑をかけるような状況がこれから数年間ある。そのような状況もあるのかということがわかりました。

それで、先ほど区が買い取ることができるということでは、さまざまな手法があるということだったので、これまでも議会のご答弁の中で、区内にはこのような適地があれば福祉施設、保育園等のような整備に活用していきたいという区のご答弁をいただいているかと思っております。そういう意味では、公園に隣接をしている、また3,000㎡というこの土地は、大変に有効的であると考えているところではあります。ただ、まだ東京都が手放さないということで、今回東京都が活用するという形で、照会が来ていますので、もう一段区のお考えを再度また確認させていただきたいのですが、今回の照会に対する回答とともに、区は取得の希望があるということをお聞きされるのかどうか、そのお考えの方向性をお聞きさせていただきたいと思っております。

○柏原企画調整課長

先ほども議論があつた部分、若干ございますけれども、やはり今ご指摘いただいたとおり、公園に隣

接している、それから大きな土地であるというところでもありますので、区としてはやはり大きな関心を持ちながら、この土地については今後注視といいますか、見ていきたいというところがございます。ですので、具体的に回答という形で出せるかどうかということはあるのですが、そういった思いというものは持ち続けることになるということがございますが、先ほど来申し上げているとおり、ちょっと保険ではないのですが、東京都のほうが活用できない場合もあるということも言ってきておりますので、その辺はどのようなことなのか、もう少し情報をとりたいというところでもあります。はっきり打ち出せるかどうかは別にしまして、大きな関心を持ちながらこの活用については当たっていきたいと思います。

○新妻委員

ありがとうございました。大変活用ができる土地であるというふうに、区も認識があるということで、都とのやりとりをしっかりとさせていただき中で、区が活用できる方向を見出していきたいと思っておりますので、もう1点が地元、今回の請願では特養ホームなどということでもありますけれども、地元のニーズをしっかりと地元の方からお聞きいただいて、区が活用できる方法をぜひ探していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○須貝委員

現在、日本各地でこの福祉行政というものはやはり最重要課題の1つだと思っております。その中で東京都がこのように跡地、都有地活用に関して、福祉行政ならば、その地域が主体となってやらなければいけないということは都も重々ご承知だと思っておりますが、それをこの土地活用に関しては民間の事業者へ貸し付けるということを第一義的に設けているということは、何かおかしいのではないかと思います。では品川区が何もできないのかというと、そうではないです。品川区も一生懸命さまざまな、やはり需要に応じて福祉政策、例えば特養もそうですけれども、そのようなことに積極的に取り組んでいる。ですけれども、あえて民間業者に譲ることを前提として、貸し付けるということは、あたかも都と民間の業者が癒着しているような感さえ私は覚える。このようなことをやっていると。いや、民間が借りて介護施設をつくりたいのだと。実際に何をするかわからないですけれども、そういうことで手を挙げているから、そこに活用してもらえないかもしれないなどというのは言語道断だと思っております。やはり品川区ができるのだから、そしてやろうとしていることに関して、このような約100坪もあるいい土地に都が自分の力で建物を建てられないなら、私は区に任せるべきだと思っております。かといって都の土地ですから、勝手には言えませんけれども、私は照会に対してこのような施設がいいということを書いていなくてもいいのではないかと思いますので、かえって我々にやらせてくれという一言だけでいいと思う。それだけ意見として言わせていただきます。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○安藤委員

まずこういった、都にしる区にしる公有地なわけですから、地域の住民を含めた、区民の住民の意見をしっかりと取り入れて区民が活用できるような施設にしていきたいと思っております。今回請願が提出されたということで、これも1つの地元ニーズの重要な形だと私は思いますので、しっかりと受けとめていっていただきたいとまず思います。

それで質問ですけれども、この資料の説明なのですが、照会の内容は2つあって、活用意向の有無があるのかということと、都が民間に貸すという事業の中で、どのような施設にしたらいですかという2つ聞かれているというのですけれども、区に対して活用意向の有無を聞くということはどういうことなのか、少し矛盾していると思うのですが、その辺少し説明していただきたいということと、そういった民間に福祉施設の整備をやらせていくということですが、この都のスキームの中での福祉施設は、具体的に対象施設はどのようなものなのか。請願には特養や公営住宅と書いてありますけれども、公営住宅というものが入るものなのか、公営住宅とはいえ公営にはならないでしょうが、公的な住宅ですね。それと、今品川区内で足りていない障害者福祉の施設のようなものは対象なのかどうか伺います。

それと3点目は、この回答期限は、いつまでにと言われているのかどうか伺います。

○柏原企画調整課長

3点のご質問でございます。

資料の関係につきましては、申しわけございません、少しわかりづらい表現になってしまったところで、これは申しわけなかったと思います。活用の意向というものは、この都の福祉インフラを使うスキームですね。このスキームを使いますかという意味です。そのスキームを使うかということで、区としてはどうですかということ聞いてきているということです。その中で、施設はどのようなものがよろしいでしょうかということ聞いてきているところです。対象となる施設は、高齢者関係の施設、請願にもありますけれども、特養ホームも該当になってございます。それから障害者施設、いわゆる福祉的な施設です。それからあと保育園です。それ以外のものは該当にならないと聞いてございますので、公営住宅については、住宅関係は該当にはならないというふうに聞いてございます。

それから回答期限なのですが、この照会文書は、1月の終わりに来ているのですけれども、今月末までということで、もう間がないところです。ただ、この回答期限については少し東京都には話をさせていただきたいとは思っていますが、一応今月末を一旦の回答期限ということで来てございます。

○安藤委員

わかりました。ご説明の中で東京都の将来的な活用も見ている部分はあるということなのですが、まずは品川区はどのように考えているのだろうということも含めた意向調査だと思うのです。やはり品川区としては、この土地というものを区民のために活用すべきだという強い意向というものは、この時点ですべて出す必要があると思っています。東京都がそれらの活用はまだ未定だと言っているからこそ、いや、これは区として取得も含めた強い希望があるのですということやはり言うべきだし、そうしたことで東京都のほうの活用方針も、では区に譲るか、売却しようかという話になるかもしれませんので、私はそういった取得の希望を、やはり区としてしっかり出してほしいと思うのです。ぜひやっていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長

繰り返しの部分、若干ございますけれども、区といたしましてはこのような土地の条件、それから隣地の状況などということ考えたときに、区での活用というものは非常に興味深いといえますか、関心をすごく高く持っているというところでございます。再三に渡り申しわけないのですが、東京都が今持っていて、まず1つの活用の手法ということで、このスキームで照会が来ておりますので、それに対してどう答えるべきなのかというところがありまして、そこの検討とあわせて、区としてその土地に関する今後の考え方といえますか、活用については大きな関心を持ちながら進めていきたいというところが現状でございます。

○安藤委員

こちらも繰り返になってしまうかもしれないですけども、将来の活用について、都はある意味模索しているところだと思うのです。ですから地元である区の意向として、ここに書かれているような特養や、あるいはこの間議論されておりますけれども、これから将来人口推計でもまだまだ若年人口が増えていくわけですから、保育園ということもあるでしょうし、障害者の施設も足りていないということは区自身も認めている中で、この土地について区も関心を持っているということですが、その活用、どのような活用をするかは検討がまだまだ未成熟という話がありました。議論も始まっていないだろうとは思いますが、しっかりここで、改めてこういった東京都からの具体的な照会と同時に、区として施策を打ちたいのだと。取得の用意もあるのだということ、備考なのか、付記意見なのかはわかりませんが、それとはまた別な意見になるかもしれませんが、しっかり意見を出していただきたいと私は思います。意見です。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、本請願の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

今、説明を聞かせていただいて、ある程度の方向性は見えている中で、都のほうの考え方もありましようし、今後まだまだ話を詰めていただかなければならないところもあるのかという部分で、継続でお願いします。

○新妻委員

公明党も継続でお願いをいたします。さまざまご説明をいただく中で、区の意向もわかりました。活用したいという方向性も確認ができましたけれども、東京都がまだ実際に使えるか使えないかどうかかわからなという注意事項も言われている中でありますので、しっかり今後都とやりとりをしていただいた上でのご判断が必要かと思っておりますので、継続でお願いをいたします。

○石田（ち）委員

本日結論を出していただきたいと思っております。そして採択を主張したいと思うのですけれども、やはり私も住民の皆さんに直接伺ったり、また、解体説明会等でも本当に多くの皆さんから、この土地がどうなるのか、そしてやはり区民の願いに沿ったものに活用してほしいという声が本当に多く寄せられましたので、東京都との協議もあるかもしれませんが、ぜひここを区が積極的な姿勢で、このような区民の願い実現のため活用をしたいのだという姿勢を示していただきたいと思っております。これを採択することで議会からもこうした強い区民の願い実現に向けた後押しをしていきたいと思っておりますので、私は採択を主張したいと思っております。

○松永委員

我が会派といたしましては、継続にさせていただきます。先ほどの説明にもありましたが、都からの照会があり、そして都に対する返答を考えている段階であるということでありました。また、この跡地

については、区としても今後活用していく方向であることも説明があり、また私たちの会派でも、地域住民から今後どうなるのかという声も伺っていることから、この請願第8号に関しましては継続にさせていただきます。

○須貝委員

私も、今区のほうのいろいろ対応を迷っているということで、今の段階では継続がいいのかなど。この請願の趣旨はごもつともだと思いますし区のほうとしても同様の考え方をお持ちだと思うので、私はごもつともだと思います。ただし、この文面の中で表現として、東京都から区への移管を区が拒否したこと、区が買い取ることもできると聞いていますなどありますが、区はお話に行けば買い取るという気持ちはあると思うし、移管を区が拒否したなどという文面を並べるのではなくて、都があくまで民間事業者を主体にして考えているという姿勢に対して、私は怒りを強く覚えます。それだけ、意見として述べさせていただきます。

○中塚委員長

それぞれご発言ありがとうございました。

本日のところは継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

それでは、本請願を継続とすることに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○中塚委員長

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本件を継続といたします。

(2) 平成31年陳情第2号 「小山台公園の都市計画変更」について住民への丁寧な説明を求める陳情

○中塚委員長

次に、(2)平成31年陳情第2号 「小山台公園の都市計画変更」について住民への丁寧な説明を求める陳情について議題に供します。

本件は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○中塚委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏原企画調整課長

それでは、私のほうから、陳情第2号にかかわる内容につきまして、現況をご説明いたします。こちらにも資料をご用意しておりますので、ご覧ください。

国家公務員宿舎「旧小山台住宅、旧峰友寮」についてということで、記載させていただいています。項目の1につきましては、区が取得を今要望している位置ということで、書かせていただいております。赤く塗ってある場所が、区が希望している部分ということです。紫の部分が消防署が移転を希望しているところ、濃い緑のところは、東京都が林試の森公園を拡張する予定であるエリアでございます。

これまでの経緯、簡単にではございますけれども、経過について時系列で述べさせていただきます。

まず、平成28年11月、品川区と東京都におきまして、林試の森公園周辺土地利用検討会、これは双方の職員、担当部局が対象といいますか、メンバーになってございますけれども、そういった検討会が立ち上がりまして、この跡地利用についての調整を開始したというところでございます。こちらは、3回ほど会議がありまして、平成29年3月には西側敷地の取得に向けた協議という方針をここで決めていたものでございます。引き続き国や都との協議を継続していくといったものでございます。その後協議進捗等々につきましては区議会等々において報告させていただいたというものでございます。その間協議をずっと、これはもう会議というよりは個別の協議を続けてきたというものでございます。

昨年の10月に品川区と東京都において、財務省小山台住宅等跡地利用方針を決定いたしまして、この方針に基づいて事業を進めていくことを確認したというところでございます。

また、昨年12月に関東財務局開催の国有財産関東地方審議会におきまして、上記の国有地に関して、その取得要望の区分のとおり、品川区および東京都等への売却が適当であるというような答申がなされているというものでございます。

同じく平成30年12月に、この隣接する小山台公園と目黒公園、これはいわゆる林試の森公園を目黒公園と言っておりますけれども、都市計画変更に関する品川区の都市計画審議会が開催されました。その際、こちらのほうの陳情にも出てございますけれども、都市計画案を付議するに当たり、提出された意見書の要旨を都市計画審議会に提出したということでございまして、この要旨を提出するということは、都市計画法の第19条第2項および第17条第2項の規定に基づいて行うというものでございます。

本年に入りまして、平成31年2月、小山台公園および目黒公園の都市計画変更に関する東京都都市計画審議会が開催されたというところでございます。

こういった経過の中で各種協議をしながら、こちらのほうの土地に関して、その取得に向けた協議を進めていったところでございます。

今後についてですが、現在までの事業経過であったり、それからこの跡地の利用方針、それから現在想定されている活用方法等々につきまして、陳情のほうにもありますけれども、近隣の方や住民の方々にそういった内容をお知らせすべく、住民説明会の開催というものを区としても今準備を進めているところでございます。内容につきましては、今検討しているところでございますが、そういった形でご説明させていただきながら、事業を区として進めていきたいと思っているところでございます。

現況ということでご説明申し上げました。

○中塚委員長

説明が終わりました。

本陳情につきまして、ご質疑、ご意見等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

陳情の文面の内容について、幾つかお伺いします。

まず、⑤の重い知的障害を持った子どもを含む近隣住民には命の危険があるというように訴えておられるわけなのですが、区はこういった状況を把握しているのか、その状況を伺いたいと思います。1点目です。

それと、③に都の発言が紹介されていますけれども、区は東京都に、地域住民の土地取得における、こうした声というものを具体的に伝えていなかったのでしょうか。あるいは、区自身がその時点でつかんでいなかったのでしょうか。どちらなのでしょう。伺います。

○鈴木都市計画課長

今お尋ねいただきました知的障害の方についての区の把握でございますが、状況としましては、都市計画審議会が開かれる前に都市計画法第17条に基づく公告・縦覧、縦覧していただいて意見をいただくという中で、その中の1つとして、区のほうではその時点で把握をしたというところでございます。

それから、同じように地域の方々が東京都のほうに意見を出した際、区のほうからはそういったことは聞いていないということでございましたが、公告・縦覧が同時並行に進んでいる状況でございますので、そうした中では、その時点ではそうした意見を東京都に伝えるということもございませんし、基本的には区決定、都決定、それぞれ別の案件でございますので、それぞれがいただいた意見をやりとりするというところは、法的に必要なところでございまして、そういったことは行われておりません。ただ、関連案件ですので、その担当者レベルでは、あるいはいただいた時期が前後すれば、しっかり東京都のほうにも担当者レベルでは伝えるということは、通常ですとしてございます。

○安藤委員

私は都市計画審議会の委員でもあるのですが、法律の問題、通行上の安全などということは、生の意見書には結構しっかり書かれているのです。ただ、要旨ということになりますと、そういったことが書かれていたのかということ、一言にまとめられてしまっていて、リアルな生の状況というものがなかなか伝わりづらいのかなと思います。

それと、いつも審議会でも指摘をしているのですが、意見書自体が当日に机上配付ということになるので、そういった意味では、やはり区としましては、地元の住民の方々の意見というものをしっかりと審議に当たっては委員により伝える努力というものが、今までも足りていない面があると感じざるを得ないです。その辺は本当に改善が必要だと私は思います。ぜひよろしくお願ひしたいというところです。

それとあと後段のところなのですが、都市計画審議会が開かれる前の段階というものは、説明会もありますし、公告・縦覧して意見書を受け付けるのですが、かなりでき上がっている段階ですよ。この方が言っていることというのは、去年の3月の時点で品川区はある意味区として案を出しているわけです。それで3月に大体の位置関係を決めたところに書いています。3月に西側敷地の取得に向けた協議方針を決定とありますけれども、その方針を決定する前に、区として、こういった地域住民の土地取得における声というものをつかんでいなかったのか、あるいはつかんでいたけれども都に伝えなかったのかということをお伺ひしたいので、もう一度お伺ひします。

○柏原企画調整課長

協議の経過のところでございますけれども、こちらのほうの陳情でございますように、平成29年3月に決定されたというところをご指摘の部分でございます。こちらにつきましては、内部においてどのような形で協議をしていくのだということを決めたものでございます。この形で決めて、これで行くのだということではなくて、協議の方向性を決めたという内容です。当然その中では、この建物をどこに配置するのだということで、区としてもまっさらな状態ではできませんので、ボリュームチェックということを行っております。要するに建物がどれぐらいマックスで建つのだということは、内部のほうでそれをチェックする。そちらが、こちらの公文章のほうには添付していたということでございます。ですから、最大ボリュームでこれがどのぐらいいくのだということ踏まえながら、東京都、それから国等に交渉といいますか、話をしていくに当たって、その前段階での資料というところでございます。ですから、この段階でまだどこになるかということが確定できない状況もありますので、そういったところ部分がございまして、このタイミングでご意見をお伺ひするということは、逆に混乱も起こる

可能性もあるというところがありましたので、これはまず協議の方向性を東京都と調整を図るために行った行為というところでございます。

○安藤委員

私がお伺いしたのは、その協議の方向性を区として決めたものです。それは区として決めるでしょう。それは内部で協議せず何の考えも持たないで東京都と交渉、協議するということはありません。それは私もわかります。区がその協議の方向性を決める上で、その前に地域住民の土地取得における、こうした声をつかんでいたのか、つかんでいなかったのかということをお伺いしましたので、お答えください。

○柏原企画調整課長

そういったことであります。広く何かアンケートをとったとか、何かをしたというところはしてございません。ただ、議会もそうですけれども、地元の町会であったりとか、そういったところには、こういう方向性もあるというお話をさせていただいたことはございますけれども、今委員がおっしゃるような意味合いとして、全員の方にお話を聞かされたとか、そういったところでのお声を聞いたというところはございません。

○安藤委員

共産党としましては、当委員会でも当該跡地活用の審議に当たっては、当初から繰り返し早期計画段階、計画立案段階からの住民への説明と住民参加を繰り返し求めてまいりました。それは地元の町会長や、あるいは議会というところのみならずという意味で、もちろん言ってきたわけですが、やはり今の答弁を伺いますと、もちろん東京都もおりますし、協議が必要なこと、交渉も必要なことですが、そのような区の方針を決めるに当たっての住民の方々の意見聴取という点では、非常に不十分だったのかということ指摘せざるを得ないです。

もう少し伺いますけれども、この都市計画審議会の中でも企画調整課長がおっしゃっていましたが、この交渉の過程の中で都や国などいろいろな関係者が入る中で、なかなか方向性が定まらない、双方の意見が一致しないということがあってかなりの時間がかかったということは事実なものと述べておられますけれども、この東京都と品川区の意見の相違というものは、具体的にどのようなところだったのか聞かせてください。

○柏原企画調整課長

どのようなところがといいますと、もろもろでございます。例えばその建物を建てるにしても、どういったボリュームがいいかとか、それから避難路になる部分がありますので、そういったところをどのようにあけるのだとか、区側の話した内容と都側で言っていることがそこで調整といいますか、意見が合わなかったりであるとか、途中、途中でやはり方向性といいますか、そういったものもこの中にはいろいろな部分で変更がかかったり、1つのことで云々というよりは、かなり多くのことで調整といいますか、意見の相違がありましたので、そこをどう組み合わせるのだというところにかなり時間を要したというのが実情でございます。

○安藤委員

なかなか単純ではなかったのかという印象ですけれども、特に今、近隣住民の方が気にされているのが位置関係のことかと思うのですが、平成29年3月に東京都がこういった協議会、検討会の中で出している資料だと思うのですが、土地利用計画等検討委員会報告書というものがありますが、そこに東京都や品川区、あるいは東京消防庁などの要望が資料として出されております。都からは、公園の

東側は今現在官舎があるので安全領域になるが、官舎がなくなれば準安全領域になるという要望も出されております。また、望ましいゾーニングを検討する際の計画視点としてその報告書でまとめられたというものは、区が取得したほうの西側というのは身近な公園として地域住民の活用を図るゾーンとなって、逆にこの旧官舎がある東側というのですか、それは、東側敷地は奥行きが狭いため、減築による延焼遮断が効果的と書かれていて、防災機能を強化したゾーンとされたのですけれども、これがなぜ最終的にですが、西側が公園ではなく施設、東側が建物ではなく公園という形でこの報告書の内容と逆になってしまったのか、その辺が少し不透明かと思うので、その議論の経過を伺いたいと思うのですが。

○柏原企画調整課長

そちらのほうの文書がどのような趣旨でということは、ちょっと私が確認している部分と合うのかどうかわかりませんが、経過といたしましては、いろいろな、こちらのほうに移築した際にどういったところがいいのだということは、幾つかのパターン分けといたしますか、今おっしゃっていただいた東側といたしますか、南側のほうに建てるのがいいのか、西側のほうがいいのかという幾つかのパターンを東京都のほうからも提示を受けているというところがございます。それで品川区といたしましても、どちらがいいのだということは幾つかのパターンを検討しながら、先ほど申し上げた区の内部としては、方向性を西側のほうが、道路づけの関係であったりといったところ、それから東京都のほうも我々が聞いているところは、その建物がどちら側に建つのが一番、林試の森公園の面積が広がるのだというようなところも指摘があって、西側のほうがそれが最適だろうというような話も東京都のほうから聞いております。そういったいろいろな協議がある中で、それぞれの話をしながら、例えば区が施設をつくるには西側がいいだろうというようなところに、協議の検討の中ではそういったところに向かっていったというところがございます。

その東側にある建物が西側に行った云々ということは、その内容の細かいところは、東京都の判断なのでよくわからないところでありますが、我々はその協議をしている中では、建物をどこにというシミュレーションの幾つかのパターンを提示されたところで、こちらも協議に臨んでいるというところがございます。

○安藤委員

最後ですけれども、今回3月下旬に住民説明会を開催するということになったということは、少し時期が遅くなったとは思いますが、これ自体は評価するところです。この目的といたしますか、陳情項目にあるような、例えば今言ったような大変複雑な経過があって、最終的に方針として決まっていたということがあったと思うのですけれども、そのような交渉の経緯というものも含めて説明してほしいということを陳情に書いてありますので、そういったことも含めた説明会になるのか。それと、あと③にあるように、やはり理解なしには絶対進められないと思いますので、周辺住民の意見を反映させる手続きの1つにしてほしいと思って今までも求めてきているのですけれども、そういった1つになっていくのか。それと、消防署の移転計画というものが、環境にとっては大きな変化になると思うので、東京都が出席して消防署の件なども説明される場になるのか伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長

説明会の部分でございます。こちらにつきましては、こういった陳情が出る前から個別のお問い合わせであったり、お話を聞いたりしている部分がございます。現況区が何を考えてどのようなことを進めようとしているのかについて、必ずしもその説明が十分だったかという、そうではない部分も確かにあるかというところはございますので、そういったところを鑑みて、説明会で今の現況、それから事

業の経過ですね。こういった形でこのような方向性になってきたと。そういったところの説明会はさせていただきたいというところで、こちらの土地にかかわるところに広く周知を行い、説明会をしていきたいというところで考えているというものでございます。

それから東京消防庁、東京都も出席してというお話がありました。基本的には品川区の主権ということで、今調整はしておるところなのですが、同じところいろいろなものができ上がるといいますか、そういった方向性がありますので、東京都ならびに東京消防庁、こういった関係者にもぜひ一緒に参加してもらえないかということで、今調整を進めているところでございまして、確定ではないのですが、できればそういった関係者が集まって説明できるような説明会にしていきたいと思っております。

○安藤委員

やはりこのような方針を定めるに当たっての住民参加というものは非常に大事だと私も思います。今回説明会が開かれるというところはある意味画期的なところだと思います。ただ時期があれかと思うのです。やはり交渉に当たって区の方針、考えというものを定めるとは思いますが、地域住民はじめ、区民意見を十分に聴取した上で、定められるべきだったと私は思いますし、今後、説明会で出された意見というものを踏まえて、見直すべきところは真摯に見直していく、そしてしっかりと地域住民の理解を得て進めていくという方向にさせていただきたいと思っております。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○須貝委員

このたびの陳情ですが、平成30年10月に品川区と東京都とで財務省小山台住宅跡地利用方針を決定したということで、その後平成30年12月に品川区都市計画審議会で了解されたと。余りにも日程が短く、私は地域住民の皆さんに少なからず迷惑をかけてしまって申しわけないとは感じております。ただ、東京都が、どのようにこの土地を利用するというところにこれだけ関与しているのですから、では東京都も、逆に土地を利用するのであれば、やはり地域住民の方にチラシを配るなりして、今この土地はどのように利用するので現状から変わるかもしれません、国と今折衝、交渉中ですか、私はやはりこの土地を今後利用するならばそのぐらいの配慮をするべきではないのかと思うのです。それが何か、もっと早く品川区からそのような要望等がわかっていたら、方針も変わったかもしれないというようなことも書いてありましたけれども、やはり自分たちも使う土地ですから、やはり地域住民にはきちんと知らしめたほうがよかったのではないかと思います。

ただ、品川区のほうで今年の3月に地域住民の皆さんに対して住民説明会を開催するということは、非常に私はいいことだと思いますし、決定したことは決定したと思うのですが、その中で地域住民の皆さんが本当にご心配している点について、できるだけ私は配慮していただきたいと思っております。決して区は独走してやったとは思いませんけれども、このようなことがあるのだということで、もう少し配慮すればと思ったと思うのですが、なかなかその辺、都も区も決定に至るまで期間が余りにも短過ぎたのかと思います。ただ品川区にとっては、このような社会福祉に関する施設を建てるわけですから、区民の皆さんが利用していただけるということで、多くの方が助かるということも事実ですから、あと地元の人に対してできるだけ配慮していただきたい。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○新妻委員

ご説明ありがとうございました。本当に大きな土地でありますし、品川区の中でこれだけ大きな土地が活用できるということは、福祉の向上というところでもしっかりつながっていくところであると思うのですが、大きいがゆえに影響を受ける方も多いと思いますので、近隣の方々への丁寧な説明をよりいっそう求めたいと思っております。その中で、3月に説明会を開催することが示されておりますので、今ご答弁ありましたとおり、関係機関等かかわる方々に集っていただいて、近隣の皆様に丁寧なご説明をお願いしたいと思います。

1点だけ、この陳情の中に近隣の住民の方の中で、特に重い知的障害を持った子どもさんがいらっしゃるご家庭があるというところがここに書かれておりますが、これまで直接区のほうにこの方から個人的にご相談があったかどうか、また、今後個々に区へご相談があった際には、丁寧な対応をしていただきたいと思いますのですが、その辺について、区のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○柏原企画調整課長

お問い合わせについてですが、個人的といいますか、個々の問い合わせがあったことはございます。そういったところで担当の者が会うなどお話を伺っているといったところはございます。

今後ですけれども、先ほど申し上げました住民説明会、住民の方々へ広く説明をするなどということとあわせて、個別のいろいろな対応といいますか、ご相談等々につきましては、こちらのほうも区として対応させていただこうと思っております。

○鈴木都市計画課長

重い知的障害をお持ちのお子さんのお父さんから、この個別具体的なお話は都市計画課のほうにも直接いただいております、担当の職員がやりとりをさせていただいていたところです。

先ほどこの件を区がいつ把握したのでしょうかというところで、公告・縦覧の中で意見をいただいたところでというご説明をしましたが、ちょっと説明が不足していたところがございました。それに先立って説明会が小山台小学校で開かれたわけですが、その場にその方がいらっしゃる、直接ご発言いただきまして、そうしたご意見をその場でいただいてございます。その後も担当のほうで何度か電話のやりとりの中で、ご意見いただいております。先ほどお話しさせていただきましたが、今後の3月末の説明会の中では、そうしたことも含めてしっかりと地域の声に耳を傾けていきたいというところでございます。

○新妻委員

ありがとうございました。また、かかわる課ともしっかりと情報共有をしていただきながら、丁寧なご対応をお願いしたいと思います。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、本陳情の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

ご説明も聞きまして、3月にこれから説明会があるということです。それについてもさまざまな議論ありまして、そのように進めていただければと思いますので、様子を見ていきたいと思っております。継続でお願いします。

○若林委員

特に我が会派からは、陳情の裏面の重い知的障害者を持ったご家族を含んだところのきめ細かなご配慮、これはしっかりと引き続き行っていただきたいと思います。ただ、区のほうで、また都のほうで、行政的な手続にのっとなって、そういう意味では間違いのない手順で行ってきたというところは、これまでの行財政改革特別委員会の中で種々ご報告があったように、そのような認識でいるわけです。ただ、やはりこのような近隣の方にとっては、それはそれとして、もう少しより丁寧な、また寄り添ったご説明なりということがしばしば言われるわけで、そういったところは今後の3月の説明会を含めて、区の姿勢を今日は確認できましたので、引き続き近隣の皆さんとしっかりと寄り添って、ここは区全体、特に福祉政策・施策の重要な、これから地域共生社会実現に向けた1つの拠点としても大きく期待をしているところですので、ぜひ引き続き丁寧な対応をお願いしたいという意味で、今後の区の対応を見守るということで継続をお願いします。

○安藤委員

本日結論を出すで採択を主張しますけれども、繰り返し当委員会でも述べさせていただきましたが、やはりこういった大きな公有地の活用等に当たっては、その計画段階からの住民参加というものは不可欠だということで提案させていただきました。今回このような陳情も出まして、こういった公有地活用についてはやはり大きな宿題といいますか、課題があると思います。丁寧な説明というものは本当に大事だと思いますし、このような交渉の結果、経過なども含めて丁寧に説明していくということは非常に重要だと思いますので、採択を主張したいと思います。

○松永委員

我が会派といたしましては、継続とさせていただきます。先ほどもご説明あったように、近隣住民への丁寧な説明が重要だと我が会派としても考えている中、本年3月に事業経過の説明会などを開催し、しっかりと近隣住民に対して説明するということでしたので、その経過を見据えながら考えていきたいと思っておりますので、この陳情第2号に関しましては継続とさせていただきます。

○須貝委員

先ほども申し上げましたが、3月下旬に住民の皆さんに対してご意見をいただくという姿勢がありますので、私は継続として区の対応を見守っていききたいと思います。終わります。

○中塚委員長

それぞれありがとうございました。本日のところは継続にするというご意見と結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○中塚委員長

ありがとうございます。賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本件は継続といたします。

以上で、予定表1、請願・陳情審査を終了いたします。

2 特定事件調査

特定事件調査のまとめについて

① 基礎自治体のあり方に関すること

② 区有施設・公有地等活用に関すること

③ 偏在税制に関すること

○中塚委員長

次に、予定表2、特定事件調査を議題に供します。

本日は、前回の委員会に続き、特定事件調査のまとめについて取り上げます。

初めに、①基礎自治体のあり方に関すること、②区有施設・公有地等活用に関することのまとめを一括して行います。

両調査事項のまとめ案につきましては、前回の委員会で内容を確認し、また期日までに追加のご意見がございませんでしたので、お手元にございます案文のとおり議長に提出したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ありがとうございます。それでは、この案文のとおり議長に提出をいたします。ありがとうございます。

次に、③偏在税制に関することのまとめを行います。

前回お示した具体的検討事項のまとめ（案）のうち、偏在税制に関することについては前回の委員会において委員よりご意見をいただきましたので、正副で調整の上、内容を改訂したものを作成し、事前に各委員のお手元に配付いたしました。改訂箇所がございますが、記書き以下の意見に「(5)ふるさと納税制度などの税源偏在税制措置について、地方税の本旨に則った見直しを行うよう国に働きかけること」を追加させていただいております。

こちらの内容も含め、本まとめ案に関してご意見等ございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この案文のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ありがとうございます。さよう決定いたします。

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○中塚委員長

最後に、予定表3のその他を行います。初めに、(1)の議会閉会中継続審査調査事項でございますが、お手元の申し出案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

それでは、この案のとおり申し出をいたします。

(2) その他

○中塚委員長

次に、(2)のその他を行います。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ないようですので、本委員会をもちまして、このメンバーによる委員会が最後となります。ここで少々のお時間を頂戴し、正副から皆様に挨拶をさせていただきたいと思います。

初めに大沢副委員長から挨拶をお願いいたします。

○大沢副委員長

行財政改革特別委員会委員の皆様、そして理事者の皆様、1年間いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

委員会運営も皆様のご協力によりましてスムーズに進んで、今日閉じることができましたことを改めて御礼を申し上げます。1年間どうもありがとうございました。

○中塚委員長

それでは最後に、私から一言挨拶させていただきます。

大沢副委員長を初め、各委員の皆さんには、この1年間委員会運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。理事者の皆さんには委員会でもとめたまとめや、また各委員の意見を真摯に受けとめていただき、今後の区政運営に活かしていただきたいと思います。どうも1年間ありがとうございました。

以上により、予定表3、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、行財政改革特別委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

○午前11時28分開会